

南関東防衛

平成29年
秋号

平成29年秋号 年4回発行 第17号

特集

- 沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施一東富士
- 平成29年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓練



山梨県富士吉田市の火祭り

北富士演習場「吉田の火祭り」



(御旅所(上吉田コミュニティセンター))

平成29年8月26日(土)、山梨県富士吉田市において、日本三大奇祭に数えられる「吉田の火祭り」が盛大に執り行われました。同市は当局の管轄する北富士演習場所在地でもあることから、地元の歴史・文化に触れるために堀地南関東防衛局長ほか局職員が「火祭り」を見学しました。

「吉田の火祭り(鎮火災)」は、同市に祭られる北口本宮浅間神社と諏訪神社の両社の秋祭りで、7月に「山開き」を行った富士山の「お山じまい」の祭りとして毎年8月26日、27日にかけて行われています。

祭りの行事は26日の午後、北口本宮浅間神社での神事後、2基の神輿(「お明神さん」と「お山さん」)が神社前から同市上吉田地区を勇壮に練り歩き、夕方に上吉田コミュニティセンターに設けられた「御旅所(おたびしょ)」と呼ばれる場所に奉納されます。

神輿が御旅所に到着すると寝かされていた高さ3mの大松明が世話人らの手によって引き起こされ、後藤山梨県知事、堀内富士吉田市市長の手により点火され、神社からおおよそ2km先の金鳥居下までの道路中央に建てられた大松明、各家ごとに井桁に積まれた松明にも点火され、町中が松明のまばゆい明りに照らされました。



(御旅所に後藤山梨県知事(中央)、堀内富士吉田市市長(左)を訪ねた堀地南関東防衛局長(右))



大松明に点火する後藤山梨県知事(右の点火用松明)、堀内富士吉田市市長(左点火用松明)

この「火祭り」が終わると富士北麓に秋が訪れ、北富士演習場内も薄や茅が茂り、紅葉に包まれていきます。

最後に南関東防衛局及び吉田防衛事務所は、地元行事に積極的に参加し、地元との架け橋になっていけるよう努力します。



大松明に照らされた金鳥居からの浴道

～富士山山頂からの局議～



(富士山山頂に7月11日早朝辿りついた堀地南関東防衛局長(後列右から3人目・中腰)と山田富士防衛事務所長(中央・中腰)と若手職員達)

平成29年7月11日(火)に静岡県、山梨県に跨る世界文化遺産の富士山が一方、南関東防衛局が管轄する東富士演習場及び北富士演習場を山麓に有する管内一の標高の到達点であることから、10日(月)から堀地局長以下約20名で登頂を開始し、翌早朝に山頂に辿りつきました。

当初、計画していた各部の局議メンバーによる当局の管轄地区を見下ろしながらの山頂局議は、様々な理由により、その代理を託された各部の若手職員達が堀地局長と山頂火口を静岡県側と山梨県側を往来しながら感想を述べ合い、局で待機する越智次長以下に携帯電話で伝えられました。

当日は、天候にも恵まれ、参加者は、日焼けと下山斜面の砂塵で真っ黒になりながら5合目まで降り、南関東局の補助金による砂防施設を見学して、富士防衛事務所でブリーフィング、登山隊解散式の後、帰局しました。

この富士山山頂局議の前提となる富士登山に向けて、堀地局長からの指示で、若手職員達は4月から神奈川県の大山や5月の丹沢山系をトレーニング地を選び、土日を利用して局長と共にトレーニングと各自の実力を判断したチーム分けを行い、富士防衛事務所の山田所長、関施設課長といった非若手の職員の合流も受け入れて来ました。

その結果、所属や部課の垣根を越えてトップで駆け上り、下山は顔面から砂の斜面に突っ込んでいくトップランナーやボロボロになりながらも最後尾からペースが落ちた仲間を拾ってくるリーダーといった個性豊かなチームが出来てきました。

堀地局長が推進した若手職員の活用、女性職員の活躍はこういった形で若手職員等の結束を生み、局業務の垣根を越えた連携やそれを後ろで見守る課長以上も巻き込んで南関東防衛局の推進力となって行くと考えます。



右:(5月27日の神奈川県丹沢山系でのトレーニング:堀地南関東防衛局長(右から2人目))

南関東防衛局における環境美化活動について

南関東防衛局においては、局職員の業務の効率化、職場環境の改善について総務部、企画部、調達部、管理部の各部において、若手、女性職員を交えた自由闊達に意見を言う環境美化委員を構成し、各部のやり方で職場環境の美化を実施して来ました。

南関東防衛局調達部：美化委員会での取り組み



調達部職員：和気藹々とした雰囲気♪

写真：南関東防衛局調達部環境美化委員会

改善種別

リラックス&リフレッシュ

・定時退庁、植物育成、ラジオ体操

コミュニケーション

・クラブ活動、部内懇親会

エクスプレス決裁

・電子決裁の活用拡大ほか

スマートオフィス

・執務室内の整理整頓、共有フォルダの整理

ピーアンピシャス

・局技術研修、資格取得ほか

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施―東富士

沖縄県に所在する米軍施設キャンプ・ハンセンにおいて実施されていた155ミリ榴弾砲による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練は、米軍施設・区域が集中する沖縄県の負担軽減を図り、また日米安保体制の信頼性の向上を図りつつ、米軍の練度維持及び即応態勢を保持するため、平成9年度から本土の5演習場にて分散・実施されています。

南関東防衛局管内では北富士演習場と東富士演習場でこの訓練が行われており、当局は訓練の円滑な実施のためのサポートを行っています。



沖縄県、キャンプ・ハンセンで実施されていた米軍による沖縄県道104号線越え155ミリ榴弾砲による実弾射撃訓練は、県道104号線をまたぐ形で射撃が行われるため、県道を封鎖して実施されていました。

平成8年8月、日米合同委員会において、沖縄県の負担の軽減を図るなどの観点から、この訓練を本土の5演習場で分散・実施することが合意され、翌年度の平成9年度から、本土5ヶ所の自衛隊演習場（矢臼別、王城寺原、東富士、北富士及び日出生台）で訓練が実施されています。



本年9月に、静岡県に所在する東富士演習場で本訓練が実施されました（準備期間等を含む）。参加人員は約350名、車両90両、砲12門による大隊規模による訓練が、9月24日から10月4日（自治体等への訓練公開29日を含む）の間榴弾砲等による実弾射撃訓練が行われました。

南関東防衛局は、管内に所在する北富士演習場及び東富士演習場における訓練時には現地対策本部を設置し、訓練の円滑な実施のため24時間体制で支援を行っています。

今回15回目となる東富士演習場における訓練においても、米海兵隊に対する訓練実施のための支援はもとより、地元自治体への説明・情報提供、陸上自衛隊や警察等関係機関との調整、演習場周辺の警備など、訓練の円滑な実施のための総合的な支援を実施しました。



現地対策本部：中央右：大隊長バトラー中佐、左：武田本部長、藤井総括班長



開所にあたり、現地対策本部の看板を掛ける武田本部長



（写真は現地対策本部の局職員、陸上自衛隊支援部隊、海兵隊訓練部隊の打ち合わせの様子です。）

平成29年9月29日(金)、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に来ていた在沖海兵隊第12連隊第3大隊は、東富士演習場周辺自治体等を招待し、訓練見学を実施しました。大隊長バトラー中佐からは「海兵隊の訓練を受け入れ、協力をしてきている自治体や住民の皆様へ感謝をします。」という挨拶と共に、訓練見学に参加した自治体等と訓練部隊全員との記念写真を撮りたいとの呼びかけに全員で写真に納まりました。



写真：地元自治体等と訓練部隊



写真：地元自治体等に説明する大隊長と武田現地対策本部長



写真：訓練見学の打ち合わせをする海兵隊訓練部隊と局職員



写真：155ミリ榴弾砲による実弾射撃



写真：小学生達と綱引きをするボランティア参加の海兵隊員達と右端局職員

平成29年10月5日(金)、実弾射撃終了後、在沖海兵隊訓練部隊のボランティア達は、静岡県御殿場市内の国立中央青少年交流の家で、米海兵隊キャンプ富士が地元自治体（裾野市）と実施していた日米交流事業（イングリッシュキャンプ）の一環としての小学生達と英語で遊ぶカリキュラムに参加しました。

参加した海兵隊員達と小学生達は、米国流「だるまんが転んだ」や綱引き等で約3時間の楽しい時間をすごしました。



写真：参加した海兵隊員達と裾野市の小学生達

横須賀市:夜間巡回パトロール第250回(7月21日、8月18日)



左写真: 夜間パトロールでゴミを拾う越智南関東東局長(写真中央)



右写真: パトロールする堀内管理部長ほか



パトロール終了後、感想を発表する越智次長



出発前巡洋艦フィッツジェラルド乗組員への黙とう



パトロール後に挨拶するフェントン司令官

7月21日、神奈川県横須賀市の繁華街において、地元町内会、神奈川県、横須賀市、米海軍横須賀基地、ガーディアン・エンジェルス(各地でパトロールを実施するNPO)、横須賀警察署、海上自衛隊横須賀地方隊及び南関東防衛局が参加して、夜間巡回パトロールが実施され、米海軍からは在日米海軍司令部のグレゴリー J. フェントン司令官、横須賀基地司令部のジェフリー・キム司令官夫妻、南関東防衛局から越智次長ほか参加しました。この日、パトロール開始前に上田町内会連合会長の呼びかけで、これまでもこのパトロールに参加してくれていた米海軍巡洋艦フィッツジェラルドの乗組員達を偲び、6月の事故により亡くなられた7名の乗組員に対し、参加者全員で1分間の黙とうを捧げた後、パトロールに出発しました。

この夜間巡回パトロールの参加が最後となる南関東防衛局越智次長は、パトロール終了後、参加者を前に、こういった地元が支える日米の取組みに参加出来たことへの感謝と当日参加していた局の若い職員達にこれからも引き継いで欲しいことを述べ、最後の挨拶としました。

8月18日、南関東防衛局は初めて参加する見村総務部長ほか、米海軍横須賀基地に近いドブ板通り、京急汐入駅周辺、街中の公園、京急横須賀中央駅周辺等をパトロールしました。この日のパトロール後、前回で第250回となった同パトロールを記念したバッジが参加者に配られ、このバッジを付けた日米参加者は街で会っても挨拶や握手をしようと町内会長から呼びかけました。

地元町内会が主体となって、米軍や行政機関等も参加する草の根の活動は継続的に実施することが重要です。南関東防衛局としては、今後とも積極的にこの取り組みに参加していきます。



右から南関東防衛局見村総務部長、キム司令官、関場管理部次長ほか



第250回目を記念したバッジ



パトロールで交流する米海軍人と南関東防衛局職員

第38回九都県市合同防災訓練 (平成29年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓練)

9月1日(金)、大規模災害時での関係機関の連携強化や災害対応力の向上を目的とした九都県市合同防災訓練(平成29年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓練)が、中央会場の小田原市酒匂川スポーツ広場のほか、県内各所において実施されました。当日は、約140機関のほか、見学者等を含め約1万人が参加しました。

防衛省・自衛隊からは、南関東防衛局のほか、第31普通科連隊、第1高射特科大隊、第4施設群、第4航空群、横須賀衛生隊、自衛隊横須賀病院等が参加し、在日米軍からは、陸・海・空軍がそろって参加しました。

南関東防衛局は、在日米軍の医療チームと日本側の医療チームが災害現場から救護所に搬送された負傷者のトリアージや応急処置を行う際、医療関係者と負傷者等との間の通訳支援を実施しました。また、展示エリアにおいて、防衛白書等のパネルを用いて自衛隊や米軍の災害派遣活動等について紹介しました。



陸上自衛隊による自走架柱橋展示



南関東防衛局による展示コーナー



南関東防衛局職員の医療救護所での活動(通訳)



救護所の様子



防衛ミニセミナー 「新しい装備政策はじめました！」



講演を行う松田首席検査官と会場の様子



講演を行う森装備政策課長

8月10日(木)、神奈川県綾瀬市に所在する企業の方を対象に、現在の装備政策を紹介するための防衛ミニセミナーを開催しました。

まず、講演に先立ち、自衛隊とはどのような組織であるのかを、航空自衛隊を例に当局の松田首席検査官より紹介しました。

その後、防衛装備庁 森 装備政策課長より、「防衛装備・技術政策」と題して、防衛装備庁の基本方針、装備品のプロジェクト管理、防衛装備・技術政策の現状や防衛生産・技術基盤の維持・強化などについて紹介しました。

その中で、防衛装備庁の新しい施策である中小企業向けのワークショップやファンディング制度の紹介もあったことから、来場された企業の方から、「国防を支えられるかも?という夢のある話でした。」といった意見も頂戴することが出来ました。

南関東防衛局では、今後もこのような場を設け、防衛省の諸施策や自衛隊の活動などをより多くの方々に理解していただけるよう努めてまいります。

「厚木海軍飛行場の引込線敷地(大和市、綾瀬市、海老名市)の返還」

厚木海軍飛行場の引込線は、主に航空機燃料の輸送用として使用されていました。

この度、米側が使用する必要がなくなったことに伴い、土地約13000㎡及び軌道等の施設を返還することについて、平成29年6月30日、日米合同委員会の承認を得ました。

その後、各種調整を経て平成29年9月30日に返還が実現することとなりました。

当該土地については、今後、既設の軌道等を撤去した後、地権者の方々に引き渡しを行う予定としております。

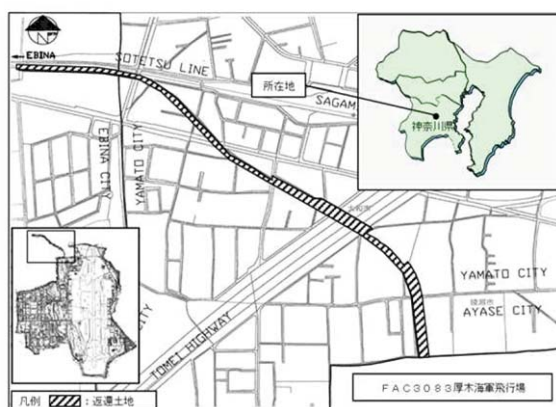


(返還内容)

所在地：神奈川県大和市、綾瀬市、海老名市

返還面積：約1.3ha

返還日：平成29年9月30日



お知らせとお願い

レーザー光線の航空機への照射は **犯罪**(注) です。

神奈川県内や東京都内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、**墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為**です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は110番通報をお願いいたします。



(注)

平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、自衛隊機や米軍機を含む航空機に対するレーザー照射や凧揚げという行為が規制対象になるとともに、罰金(50万円以下)等が科せられることになりました。刑法の威力業務妨害罪(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)、航空危険行為処罰法の航空危険罪(3年以上の有期懲役)等に該当する場合があります。

※平成27年12月及び平成28年11月に威力業務妨害罪で逮捕例あり。

【航空法施行規則等の一部改正概要について(平成28年12月21日施行)】

1. 航空法施行規則の一部改正

「航空法第99条の2の規制対象行為として、進入表面上空空域等を飛行する航空機に向かってレーザー光を照射すること及び同空域等に凧を揚げることを追加」

2. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部改正

「アメリカ合衆国軍隊の航空機等の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について航空法99条の2の適用対象」

本記事に関するお問合せは、南関東防衛局企画部地方調整課(直通)045-211-7134へ御連絡願います。